

開発事業調整条例に基づく、開発事業者の責務について

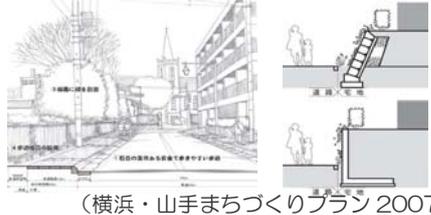
横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下、条例）については、平成 25 年 7 月 1 日に改正条例が施行されますが、条例制定時の趣旨に立ち返り、改めて「開発事業者の責務」を再確認し、開発事業計画をしていただきますようお願いいたします。

【条例】（開発事業者の責務）

- 第5条 開発事業者は、地域まちづくり計画に整合し、かつ、周辺環境と調和するよう、開発事業を行わなければならない。
- 2 開発事業者は、殊更に小規模な開発事業区域を設定することのないように努め、自らの負担と責任において必要な公共施設及び公益的施設を整備し、地域の良好な都市環境の形成を図らなければならない。
- 3 開発事業者は、開発事業に伴い整備する公共施設を適切に管理するため、横浜市への引継ぎ等の必要な措置を講じなければならない。

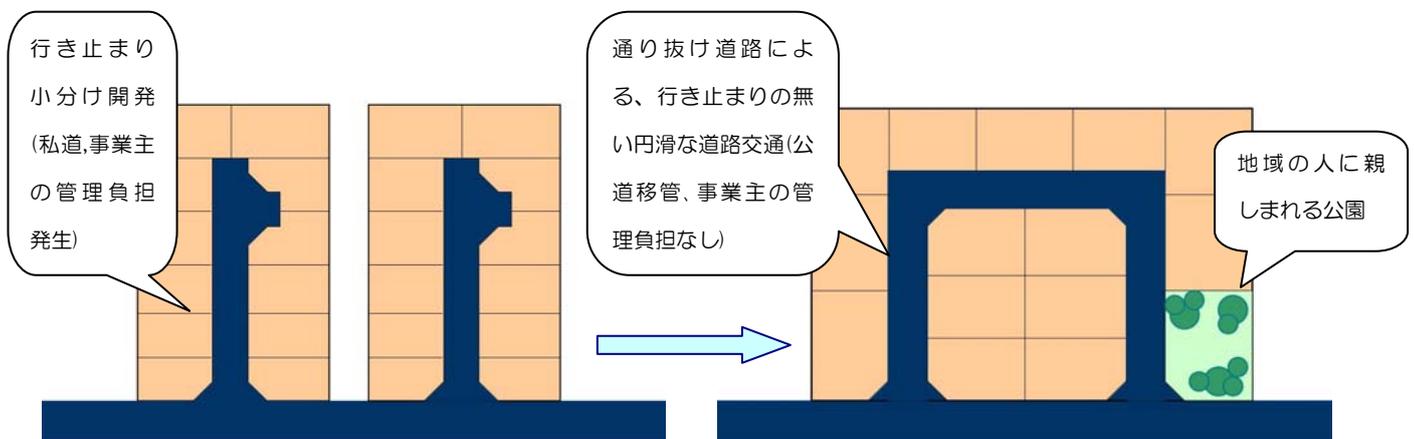
1：地域まちづくり計画との整合について

横浜市の都市計画マスタープランのうち地区プラン、その他市民との協働によるまちづくりを推進するために策定された計画のうち規則で定めるもの（具体的には、地区計画、建築協定、地域まちづくり推進条例に基づく地域まちづくりプラン及び地域まちづくりルール）を、条例で「地域まちづくり計画」として定義しています。これらの内容をよくご確認の上、事業計画と地域まちづくり計画とを整合させるよう、検討をお願いします。

| 建築協定の例 | 地域まちづくりプランの例 |
|--|---|
|  <p>（青葉区みすすが丘建築協定）</p> |  <p>（横浜・山手まちづくりプラン 2007）</p> |

2：殊更に小規模な開発事業区域を設定することのないように努めることについて

一団の土地に可能な限り一体で開発事業を行うことで、円滑な交通が図られるような通り抜け道路や、地域の人に親しまれる公園の計画等、地域の良好な都市環境の形成に資するよう、必要な公共施設および公益的施設の整備をお願いします。



事業者の皆様方におかれましては、条例の趣旨に基づき、地域まちづくり計画に整合し、殊更に小規模な開発区域を設定することのないように努め、必要な公共施設及び公益的施設を整備し、地域の良好な環境に資することができる開発計画となるよう、今一度、開発事業者の責務についてご理解とご協力をお願いします。